

昭和62年 2 月 13日 港湾局長決定
昭和62年 4 月 1 日 施 行
平成11年 4 月 1 日 改 正
平成22年 4 月 1 日 改 正
平成24年 4 月 1 日 改 正
令和 7 年 9 月 1 日 改 正

設計委託標準仕様書

令和 7 年 9 月

東 京 都 港 湾 局

改 正 の 概 要

最新の知見や技術動向等を踏まえ、仕様書の改正を行った。

主な改正は、以下のとおり。

- 1. 1. 9 設計図書の支給及び点検の項目を追加した。
- 1. 1. 16 地元協議等を第2章から移動し見直した。
- 1. 1. 25 秘密の保持を見直した。
- 1. 1. 26 個人情報の取扱いを見直した。
- 1. 1. 28 環境により良い自動車利用を追加した。
- 1. 1. 29 委託者の賠償責任を追加した。
- 1. 1. 30 受託者の賠償責任を追加した。
- 1. 1. 31 安全等の確保を追加した。
- 1. 1. 32 機密情報流出防止対策の強化を追加した。
- 1. 1. 33 業務管理を追加した。
- 1. 1. 34 環境保全を追加した。
- 2. 1. 4 設計業務の種類を追加した。
- 2. 1. 5 調査業務の内容を追加した。
- 2. 1. 6 計画業務の内容を追加した。
- 2. 1. 7 設計業務の内容を追加した。
- 2. 1. 8 設計に関する一般事項を見直した。
- 2. 1. 12 調査・計画業務の成果を追加した。
- 4. 2. 8 環境配慮の条件を追加した。
- 4. 2. 9 維持管理への配慮を追加した。

目 次

第1章 総 則	1
第1節 一般事項	1
1. 1. 1 適用範囲及び一般事項	1
1. 1. 2 用語の定義	1
1. 1. 3 受託者の義務	3
1. 1. 4 監督員	3
1. 1. 5 代理人及び主任技術者	3
1. 1. 6 照査技術者及び照査の実施	4
1. 1. 7 担当技術者	4
1. 1. 8 業務の着手	5
1. 1. 9 設計図書の支給及び点検	5
1. 1. 10 提出書類	5
1. 1. 11 設計業務計画	6
1. 1. 12 打合せ等	6
1. 1. 13 疑義	7
1. 1. 14 資料の貸与、返還及び収集	7
1. 1. 15 関係官公庁その他への手続	7
1. 1. 16 地元協議等	7
1. 1. 17 関係法令及び条例遵守	8
1. 1. 18 身分証明書	8
1. 1. 19 土地への立入り等	8
1. 1. 20 成果の提出及び検査	9
1. 1. 21 補修	9
1. 1. 22 部分使用	9
1. 1. 23 再委託	9
1. 1. 24 著作権の譲渡等	10
1. 1. 25 秘密の保持	10
1. 1. 26 個人情報の取扱い	11
1. 1. 27 基準面	13
1. 1. 28 環境により良い自動車利用	13
1. 1. 29 委託者の賠償責任	13
1. 1. 30 受託者の賠償責任	13
1. 1. 31 安全等の確保	13
1. 1. 32 機密情報流出防止対策の強化	15
1. 1. 33 業務管理	16
1. 1. 34 環境保全	16

第2章	設計一般	18
第1節	一般事項	18
2.1.1	使用する図書	18
2.1.2	設計条件	18
2.1.3	現地踏査	18
2.1.4	設計業務の種類	18
2.1.5	調査業務の内容	18
2.1.6	計画業務の内容	18
2.1.7	設計業務の内容	18
2.1.8	設計に関する一般事項	19
2.1.9	建設リサイクル関係	20
2.1.10	環境物品調達関係	21
2.1.11	地盤調査資料	21
2.1.12	調査・計画業務の成果	21
2.1.13	設計業務等成果の内容	22
第3章	港湾施設設計	24
第1節	基本設計	24
3.1.1	適用の範囲	24
3.1.2	設計計画及び資料収集・整理	24
3.1.3	設計条件	25
3.1.4	構造形式の選定	25
3.1.5	構造諸元の決定	25
3.1.6	図面作成	26
3.1.7	成果	26
3.1.8	協議・報告	27
3.1.9	照査	27
第2節	細部設計	27
3.2.1	適用の範囲	27
3.2.2	設計計画	27
3.2.3	設計波の算定	27
3.2.4	配筋計算	28
3.2.5	数量計算	28
3.2.6	図面作成	28
3.2.7	付帯施設	28
3.2.8	成果	28
3.2.9	協議・報告	29
3.2.10	照査	29
第3節	実施設計	29

3. 3. 1 適用の範囲	2 9
3. 3. 2 設計計画	3 0
3. 3. 3 図面作成	3 0
3. 3. 4 数量計算	3 0
3. 3. 5 照査	3 0
3. 3. 6 成果	3 1
3. 3. 7 協議・報告	3 1
第4章 空港設計	3 2
第1節 一般事項	3 2
4. 1. 1 適用の範囲	3 2
4. 1. 2 計画準備	3 2
4. 1. 3 設計の方針	3 2
4. 1. 4 設計協議	3 2
4. 1. 5 特許工法	3 2
4. 1. 6 参考図書	3 2
第2節 設計条件	3 2
4. 2. 1 適用の範囲	3 2
4. 2. 2 一般条件	3 3
4. 2. 3 利用条件	3 3
4. 2. 4 自然条件	3 3
4. 2. 5 材料条件	3 3
4. 2. 6 施工条件	3 3
4. 2. 7 設計手法	3 3
4. 2. 8 環境配慮の条件	3 4
4. 2. 9 維持管理への配慮	3 4
第3節 基本設計	3 4
4. 3. 1 適用の範囲	3 4
4. 3. 2 基本設計	3 4
4. 3. 3 照査	3 7
第4節 実施設計	3 7
4. 4. 1 適用の範囲	3 7
4. 4. 2 実施設計	3 7
4. 4. 3 照査	4 0
第5節 成果物	4 1
4. 5. 1 適用の範囲	4 1
4. 5. 2 成果物の内訳及び規格	4 1
4. 5. 3 基本設計	4 2
4. 5. 4 実施設計	4 3

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 1. 1

適用範囲及び 一般事項

- (1) この標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都港湾局が施行する土木工事等（以下「工事」という。）における設計委託において実施する業務（以下「設計業務等」という。）に係る設計委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 設計図書間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

1. 1. 2

用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、標準仕様書及び入札参加者が質問受付時に提出した契約条件等に関する質問に対して委託者が回答する質問回答書をいう。
- (3) 「標準仕様書」とは、特記仕様書で定める、各設計業務等を行う上で必要な技術的要求や業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成し定めた図書をいう。
- (4) 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (5) 「図面」とは、入札に際して委託者が示した設計図及び委託者から変更又は追加された設計図をいう。
- (6) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (7) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは監督員又は、受託者若しくは受託者の代理人が書面により同意することをいう。
- (8) 「質問」とは、不明な点に関し書面をもって問うことをいう。
- (9) 「回答」とは、質問に対し書面をもって答えることをいう。
- (10) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託

- 者とが対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (11) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、又は監督員が受託者に対し、設計業務等に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (12) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、設計業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (13) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- (14) 「立会」とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確認することをいう。
- (15) 「通知」とは、委託者若しくは監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督員に対し、設計業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (16) 「書面」とは、発行年月日を記載され、署名又は押印された文書をいう。
ただし、関係規程等で署名又は押印を不要とした文書については、署名又は押印がない場合も有効な書面として取り扱う。
- (17) 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等が面談により、業務方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (18) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務の完了を確認することをいう。
- (19) 「検査員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第30第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (20) 「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (21) 「協力者」とは、受託者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (22) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は委託者が承諾した者をいう。
- (23) 「担当技術者」とは、設計業務等の履行について主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定め、委託者に通知した者をいう。
- (24) 「照査技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の照査をつかさどる者で、契約書11条第1項の規定に基づき受託者が定め、委託者に通知した者をいう。
- (25) 「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。

1. 1. 3

受託者の義務

受託者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するよう正確かつ丁寧な技術を十分に発揮しなければならない。

受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

1. 1. 4

監督員

(1) 委託者は、受託者の設計業務を監理する監督員を定め、受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

(2) 監督員は、委託者から特に委任されたもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

ア 設計業務の履行についての受託者又は受託者の代理人に対する指示、承諾、協議、回答等

イ 設計業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他契約の履行状況の監督

(3) 監督員は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、受託者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員も不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。

(4) 監督員が行う受託者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。

(5) 委託者は、契約に基づいて、監督員に委託者の権限の一部を委任したときは、委任した権限の内容を受託者に通知するものとする。

(6) 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に対し口頭による指示を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後速やかに書面で受託者にその内容を通知するものとする。

1. 1. 5

代理人及び主任技術者

(1) 受託者は、設計業務における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

(2) 代理人は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

(3) 前項の規定にかかわらず、受託者は自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。

(4) 主任技術者は、契約図書等に基づき、契約上の権限の行使又は義務の履行

に関する技術上の管理を行う者をいう。

- (5) 主任技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）又は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者で、日本語に堪能でなければならない。
- (6) 主任技術者は、1. 1. 6 照査技術者及び照査の実施、第4項に規定する照査の確認を行わなければならない。
- (7) 主任技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等がある場合、その受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を円滑に実施しなければならない。
- (8) 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
- (9) 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

1. 1. 6

照査技術者及び照査の実施

- (1) 受託者は、主任技術者の他に設計業務等における照査技術者を定め委託者に通知するものとする。なお、照査技術者を変更したときも同様とする。
- (2) 照査技術者は、照査計画を作成し、設計業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (3) 委託者が設計図書において、照査技術者の資格を定める場合は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）又は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者でなければならない。また、「設計委託照査要領」（東京都港湾局）に基づき照査を行うものとする。
- (4) 照査技術者は、設計図書に定めがある事項又は、監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印の上、主任技術者に提出するものとする。
- (6) 照査技術者は、主任技術者を兼ねることができない。
- (7) 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

1. 1. 7

担当技術者

- (1) 受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に通知するものとする。（主任技術者と兼務するも

**1. 1. 8
業務の着手**

- のを除く)
- (2) 担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- (3) 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

**1. 1. 9
設計図書の支給及び点検**

- (1) 受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約確定の日以降速やかに設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が設計業務等の実施のため、監督員との打合わせ又は現地踏査を開始することをいう。
- (2) 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額 100 万円以上の業務については、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信をし、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時を省略できるものとする。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

**1. 1. 10
提出書類**

- (1) 受託者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 監督員は、必要と認めるときは、受託者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。
- (1) 受託者は、受託者等提出書類処理基準・同実施細目により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 委託者が様式を定めていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1. 1. 1 1

設計業務計画

(1) 受託者は、契約後速やかに設計の実施に必要な業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また受託者は、業務計画書を遵守し作業に当たらなければならない。

(2) 受託者は、前第1項の設計業務計画書に次の事項を記入するものとする。
なお、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。

ア 設計業務概要

イ 実施方針

ウ 業務実施計画表（工程表）

エ 業務組織計画（作業編成・名簿）

オ 打合せ計画

カ 成果物の内容、部数

キ 使用する主な機器

ク 使用する主な図書及び基準

ケ 連絡体制（緊急時含む）

コ 使用するプログラム等

サ 成果品の品質を確保するための計画

シ その他

(3) イ実施方針又はシその他には、1. 1. 2 6 個人情報の取扱い、1. 1. 3 1 安全等の確保及び1. 1. 3 2 機密情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受託者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

(4) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を監督員に提出するものとする。

(5) 監督員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係わる資料を提出しなければならない。

1. 1. 1 2

打合せ等

(1) 設計業務の実施に当たり、適正かつ円滑に実施するために主任技術者と監督員は常に緊密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すとともに、その内容についてその都度記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡・確認は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容について

	ては、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 (2) 設計業務の着手時及び設計業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとする。受託者は、その都度、その結果を打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。 (3) 委託者と受託者による打合せは、テレビ・WEB 会議を活用するものとし、事前に監督員と協議のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度監督員と協議のうえ、変更できるものとする。機器・機材(パソコン、モニター、プロジェクター等)及びインターネット通信は委託者と受託者の双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは委託者と受託者との協議で決定する。受託者は、打ち合わせの都度、その内容を書面（打合せ記録簿）に記載し、相互に確認するものとする。
1. 1. 1 3 疑義	受託者は、業務の方針について疑義を生じた場合は、その都度、委託者と協議し明確にするものとする。
1. 1. 1 4 資料の貸与、 返還及び収集	(1) 受託者は、業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。ただし、委託者は、設計図書に定められた図書及びその他関係資料を受託者に貸与することができる。 (2) 受託者は、貸与された図書及び資料等を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。 (3) 受託者は、貸与された図書及び資料等を丁寧に扱い、損傷を与えてはならない。万一、損傷を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。 (4) 受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複写してはならない。
1. 1. 1 5 関係官公庁そ の他への手続	(1) 受託者は、設計業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。この場合、これらの諸手続きに要する費用は、受託者の負担とする。 (2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。
1. 1. 1 6 地元協議等	

- (1) 契約書第 11 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、委託者が行うものとするが、委託者の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- (2) 受託者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、委託者の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (3) 受託者は、設計図書の定め、あるいは委託者の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、委託者に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (4) 受託者は、設計業務等の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- (5) 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。
 なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

**1. 1. 17
関係法令及び
条例遵守**

受託者は、関係諸法令・諸条例を遵守し、当該設計業務の円滑な進捗を図るものとする。

**1. 1. 18
身分証明書**

受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ名簿を添えて身分証明書交付願いを委託者に提出するものとし、委託者は、身分証明書を発行するものとする。

なお、作業完了後は身分証明書を速やかに返還しなければならない。

**1. 1. 19
土地への立入
り等**

(1) 受託者は、設計業務を実施するために国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、関係者と十分な協調を保ち、設計業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により、現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し、協議しなければならない。

(2) 前第 1 項の立入りをを行う場合は、受託者は、本都発行の身分証明書を携帯

1. 1. 2 0

成果の提出及び検査

- し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (3) 受託者は、設計業務実施に伴い次の場合、あらかじめ監督員に報告し、所有者の承諾を得て行わなければならない。
- (4) 前第3項の場合において生じた損失の補償に必要な経費の負担については、設計図書に示すもの以外は、原則として受託者の負担とする。

- (1) 受託者は、契約書第30条の規定に基づき、設計業務が完了したときは、成果物を委託完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合においては、履行期間途中においても成果物の部分提出を行うものとする。
- (3) 受託者は、完了検査及び必要に応じて実施する部分検査に際して成果物及びその他関係資料を整えておくものとし、代理人及び主任技術者を検査に立ち会わせなければならない。
- (4) 委託者は、設計業務等の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

1. 1. 2 1

修 補

- (1) 受託者は、設計業務が完了した後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに修補を行うものとする。
- (2) 委託者は、修補の期限を定めて指示できるものとする。

1. 1. 2 2

部分使用

- (1) 委託者は、設計図書に定めがある場合は、受託者に対し部分使用を請求することができるものとする。
- なお、その他特に必要と認められた場合は、受託者と協議し請求するものとする。
- (2) 受託者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を委託者に提出するものとする。

1. 1. 2 3

再委託

- (1) 契約書第6条に定める「主要部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできないものとする。
- 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的

判断

ス 解析業務における手法の決定及び技術的判断

- (2) 受託者は、コピー、パソコン、印刷、製本、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務を再委託する場合、委託者の承諾を必要としないものとする。
- (3) 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を再委託する場合、委託者の承諾を得るものとする。
- (4) 受託者は、設計業務等を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にするものとする。また、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理するものとする。

なお、協力者が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、東京都の指名停止期間中でないものとする。
- (5) 受託者は、前第3項に規定する設計業務を再委託する場合は、協力者の設計業務執行体制、経歴等の概要を監督員に提出しなければならない。

1. 1. 24

著作権の譲渡等

- (1) 受託者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、委託者に書面をもって通知するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、委託者と協議するものとする。
- (2) この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、委託者、受託者で協議して決定するものとする。
- (3) 受託者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関した費用負担を契約書第7条に基づき委託者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に委託者の承諾を得るものとする。

1. 1. 25

秘密の保持

- (1) 受託者は、設計業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を1. 1. 11に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理する

1. 1. 2 6
個人情報の取
扱い

とともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製・転送等しないこと。

(6) 受託者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

(7) 受託者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

(1) 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 秘密の保持

受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 取得の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(4) 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(5) 複写等の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(6) 再委託の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ず

るものとする。

(7) 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(8) 資料等の返却等

受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

(9) 管理の確認等

委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、委託者は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(10) 管理体制の整備

受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(11) 従事者への周知

受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(12) 従事者への教育・研修

受託者は、従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

(13) データの納品、運搬

個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。

(14) 情報の保管及び管理等に対する義務違反

ア 受託者又は再委託先において、この仕様書の(2)から(13)までに定める

情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

イ アに規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによ

1. 1. 2 7

基準面

って委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

- (1) 水準点の標高は、設計図書に定めのある場合を除き、原則として A. P. (荒川工事基準面) を用いるものとする。
- (2) 島しょの工事基準面は、監督員の指示によるものとする。

1. 1. 2 8

環境により良
い自動車利用

設計業務等の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

1. 1. 2 9

委託者の賠償
責任

委託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害及び第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、委託者の責めに帰すべきものとされた場合
- (2) 委託者の責めにより、当該業務を継続することが不可能となった場合

1. 1. 3 0

受託者の賠償
責任

受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害及び第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責めに帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第 41 条に規定する契約不適合責任に係る損害

1. 1. 3 1

安全等の確保

- (1) 受託者は、「港湾海洋調査安全管理指針(一社)海洋調査協会」を参考にし、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
- (2) 受託者は、設計業務等における作業の安全確保のため、次の事項を行うも

のとする。

ア 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。

イ 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、協力者等を安全な場所に避難させるものとする。

ウ 常箇所点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。

(3) 受託者は、事故及び災害が発生した場合は、応急処置を講じるとともに直ちに監督員及び関係官公庁に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督員に提出するものとする。

(4) 受託者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。

(5) 受託者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。

ア 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合

イ 作業区域への船舶の進入が予想される場合

なお、特記仕様書に作業時間帯の定めがある場合は、それに従うものとする。

(6) 受託者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちにその物体を取り除くものとする。なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督員及び関係官公庁に通知するものとする。

(7) 受託者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、監督員及び関係官公庁に通知するものとする。

(8) 受託者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督員及び関係官公庁へ直ちに通知し、指示を受けるものとする。

(9) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する旨の表示を行う等、適切な措置を講じるものとする。

(10) 受託者は、残存爆発物があると予測される区域で設計業務等を行う場合、その業務に従事する作業船及びその乗組員並びに機械等及びその作業員について特記仕様書の定めるところにより、水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保するものとする。

1. 1. 3 2
機密情報流出
防止対策の強
化

(1) 受託者は、本業務の履行に関する全ての機密情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

(2) 受託者は、以下の業務における機密情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

機密情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。

(機密情報の目的外使用の禁止)

受託者は、委託者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う機密情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

ア 受託者は、受託者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、

嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し機密情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

イ 受託者は、社員等の退職後においても機密情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

ウ 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、

再委託先業者に対し本規定に準じた機密情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における機密情報の返却)

受託者は、本業務の履行に関し委託者から提供を受けた機密情報（委託者の許可を得て複製した機密情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに直接委託者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した機密情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

ア 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管

理責任者」という。）を選任及び配置し、業務計画書に記載するものとする。

イ 受託者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

(ア) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリ

セキュリティ対策

(イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

(ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受託者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

(ア) 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

(イ) セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

(ウ) セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

(エ) セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

(オ) 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

ア 受託者は、本業務の履行に関して取り扱う機密情報について何らかの事由

により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け出るものとする。

イ この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の

補間措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

(3) 委託者は、受託者の機密情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

1. 1. 3 3 業務管理

(1) 受託者は、当該業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の設計業務等又は工事と、常に相互協調して業務を行うものとする。

(2) 受託者は、設計業務等に関連して独自に試験研究を行う場合、監督員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。

(3) 受託者は、潜水業務を伴う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水土を配置するものとする。

(4) 受託者は、設計業務等が完了した場合、設計業務等のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

1. 1. 3 4 環境保全

(1) 受託者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、業務の遂行により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を業務

計画及び設計業務等の実施段階の各々で検討・実施するものとする。

- (2) 受託者は、業務遂行中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ、監督員に通知するものとする。

また、受託者は、必要な環境保全対策を立て監督員の承諾を得て、又は監督員の指示に基づいて環境の保全に努めるものとする。

- (3) 受託者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき適切な措置を取るものとする。

- (4) 受託者は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受託者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。

第2章 設計一般

第1節 一般事項

2. 1. 1 使用する図書等

設計業務の実施に当たっては、設計図書によるほか、最新の技術基準等に準拠して行うものとする。なお、他の図書等による場合は、事前に監督員の承諾を受けなければならない。

2. 1. 2 設計条件

設計条件は原則として前項の図書等に示すものとする。これらの図書等に示されていないものによる場合は、事前に監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

2. 1. 3 現地踏査

受託者は、設計業務の実施に当たり現地踏査を行い、対象地域の地形、地質、湧水、気象、海象、用排水、土地利用、植生等の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。

2. 1. 4 設計業務の種類

設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。

2. 1. 5 調査業務の内容

調査業務とは、2. 1. 3の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

2. 1. 6 計画業務の内容

計画業務とは、1. 1. 14定める貸与資料及び2. 1. 1に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

2. 1. 7 設計業務の内容

(1) 設計業務とは、1. 1. 14に定める貸与資料及び2. 1. 1に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、基本

2. 1. 8

設計に関する 一般事項

- (予備)設計あるいは実施(詳細)設計を行うことをいう。
- (2) 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。
- (3) 基本(予備)設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、基本(予備)設計とする。
- (4) 実施(詳細)設計とは、実測平面図(空中写真図を含む)、縦横断面図、基本(予備)設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。
- (1) 受託者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員と協議の上、その使用について決定するとともに、成果品にその旨を明示するものとする。
- (2) 設計に採用する材料、製品は原則として J I S、J A S の規格品及びこれと同等品以上とするものとする。J I S、J A S 等の規格品によらない場合は、品質等が確認できる資料を監督員に提出するものとする。なお、特許等のある材料又は特注品を使用する場合は、受託者は監督員と協議の上、その使用について決定するとともに、特許等のある材料については、成果品に明示するものとする。
- (3) 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムについて事前に監督員と協議するものとする。また、入力条件、出力表示等が明瞭に確認できるものとする。
- (4) 受託者は工法比較の提案において、新材料・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。その際において「港湾局新材料・新工法データベース」を活用するものとする。
- なお、材料・工法の提案に当たっては現場条件を踏まえ、コスト縮減や施工性向上等の観点から十分比較検討したうえで監督員と協議するものとする。
- (5) 受託者は、調査及び計画業務の着手にあたり、1. 1. 14 に定める貸与資料、2. 1. 1 に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受託者は、これらの図書等に表示されていない計画条件を設定する必要

がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。

- (6) 受託者は、設計業務等の着手にあたり、1. 1. 14に定める貸与資料、2. 1. 1に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受託者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
- (7) 受託者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、1. 1. 14に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
- (8) 受託者は、1. 1. 14の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
- (9) 受託者は、設計図書及び2. 1. 1に定める適用基準等に表示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。
- (10) 受託者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
- (11) 設計において、建設局標準構造図集（東京都建設局）に集録されている構造物を採用するものについては、採用構造物名の呼び名を成果品に明示し、数量計算は単位当たり数量を基として行うものとする。

2. 1. 9

建設リサイクル関係

- (1) 受託者は、設計に当たって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。
- (2) 受託者は、設計業務を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に定める「リサイクル計画書」を作成し、報告書に含めて監督員に提出するものとする。

なお、「リサイクル計画書」には次の書類を添付するものとする。

ア 「再生資源利用（促進）計画書」

建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理について十分に検討し、その結果を、本計画書として取りまとめるものとする。

なお、再生資源利用（促進）計画書は、国土交通省のホームページに掲載されている様式をダウンロードするなどして作成することができる。

イ 「環境物品（特別品目・特定調達品目・調達推進品目）使用予定チェックリスト」

特別品目・特定調達品目・調達推進品目に関する精査の結果について、それぞれの環境物品（特別品目・特定調達品目・調達推進品目）使

用予定チェックリストを作成するものとする。

なお、環境物品（特別品目・特定調達品目・調達推進品目）使用予定チェックリストは、都市整備局のホームページ（<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>）からダウンロードするなどして入手する。

2. 1. 1 0 環境物品調達 関係

受託者は、設計業務の実施にあたっては、その対象となる工事で使用する資材、建設機械、工法、目的物について、都が作成した「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（以下「調達方針」という。）の規定に従い、調達方針に定められた環境物品等の選択に努めるものとする。

環境物品等の選択に当たっては、委託者の設計基準、材料使用規定、占用（使用）工事の場合は管理者条件等に照らし合わせて特別品目を使用することが可能かどうか精査を行い、使用が可能な場合は、特別品目を選択し、その旨を監督員に提案するものとする。

なお、監督員から特別品目、特定調達品目、調達推進品目を使用するよう指示があった場合は、これを選択するものとする。

2. 1. 1 1 地盤調査資料

受託者は、構造物設計等、地盤情報を必要とする設計において、既存の地盤調査資料（東京都港湾局が所有する東京港地質データベースシステム、東京都土木技術支援・人材育成センターが所有する東京都地盤情報システム、ボーリングデータ等）により、当該地域（地点）の地盤特性を十分に把握し検討を行うものとする。

2. 1. 1 2 調査・計画業 務の成果

- （１）受託者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等の特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
- （２）受託者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
- （３）受託者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記し取りまとめるものとする。
- （４）受託者は、成果品の作成にあたって、標準仕様書又は特記仕様書によるものとする。

2. 1. 13

設計業務の成果

成果の内容については、次の各号について取りまとめるものとする。

(1) 設計業務等成果概要書

設計業務等成果概要書は、設計業務等の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。なお、成果品の作成にあたって、標準仕様書又は特記仕様書によるものとする。

(2) 設計計算書

設計計算書は、計算に使用した理論、公式の引用、文献等及びその計算過程、電子計算機のプログラム名等を明記するものとする。

(3) 設計図面

ア 設計図面は、部材の形状、寸法、材料の品質、数量等の設計内容が明確にわかるように作成するものとする。

イ 設計図面は、各職種に応じた「製図基準」を参考に作成する。また、CAD を用いて作成する場合は「CAD 製図基準（案）」、「CAD 製図基準（案）電気通信設備編」、「CAD 製図基準（案）機械設備工事編」（国土交通省）、「建築 CAD 製図要領（案）」等を参考に作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、積算基準等に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、基本設計については、設計図書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

ア 概算工事費に用いる単価等は、監督員の承諾を得たものとし、前第4項ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

使用材料において、積算資料、建設物価等に掲載の無い材料で、見積額（単価×数量）が 300 万円を超える場合及び積算資料、建設物価等に表示された数量条件と異なる場合等は、監督員に報告するとともにその材料リストを取りまとめ提出するものとする。

(6) 施工計画書

ア 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

（ア）工事工程表

（イ）機械

（ウ）施工方法

（エ）施工管理

（オ）仮設備（仮設工事）計画

（カ）環境対策

(キ) 航行安全対策

(ク) 特記事項その他

イ 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用する場合は、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 原図

原図の作成は、設計図書に示す方法により作成するものとする。

(8) 現地踏査結果

現地踏査は、現地の状況を示す写真とともにその結果をとりまとめるものとする。

第3章 港湾施設設計

第1節 基本設計

3. 1. 1

適用の範囲

- (1) 本節は、港湾の係留施設及び外郭施設並びに海岸保全施設の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。
- (2) 土木構造物の設計に必要な設計条件に関する一般的事項は、3. 1. 3 設計条件において取り扱うものとする。
- (3) 施設の構造形式及び断面その他基本的形状を決定するための基本設計に関する一般的事項は、3. 1. 4 構造形式の選定において取り扱うものとする。

3. 1. 2

設計計画及び 資料収集・整理

- (1) 計画準備
 - 受託者は、設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行わなければならない。
- (2) 使用する基準及び図書
 - ア 受託者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(社)日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施しなければならない。
 - イ 受託者は、設計図書に前ア号以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
 - ウ 受託者は、前ア号及びイ号以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 設計手法
 - ア 受託者は、特殊な構造又は特殊な設計方法を用いる場合、あらかじめ監督員に設計手法の承諾を得なければならない。
 - イ 受託者は、設計図書に定めのある場合、設計図書の定める方法により設計しなければならない。
 - ウ 受託者は、技術基準対象施設の設計にあたっては、適切な維持への配慮の視点を取り入れた設計を行わなければならない。
- (4) 特許工法
 - 受託者は、特許工法又は特殊工法を用いて設計する場合、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- (5) リサイクル計画書の作成
 - 受託者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視

点を取り入れた設計を行わなければならない。また、建設副産物の検討成果として、調査職員の指示する様式によりリサイクル計画書を作成する。

3. 1. 3 設計条件

(1) 自然条件

ア 受託者は、設計図書に定める土質条件、海象条件、気象条件、地震及びその他の設計に必要な自然条件に基づき設計しなければならない。

イ 受託者は、設計図書の定めにより設計に用いる自然条件を決定する場合、
監督員の承諾を得なければならない。

(2) 材料条件

ア 受託者は、J I S 又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いて設計するものとする。

なお、主要な材料の規格は、設計図書の定めによるものとする。

イ 受託者は、前ア号以外の材料及び製品を使用する場合、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

(3) 施工条件

ア 受託者は、設計図書に定める施工条件を考慮して設計しなければならない。

イ 受託者は、必要に応じて安定計算や地盤改良の検討を行い、基礎の断面を決定しなければならない。

3. 1. 4 構造形式の選 定

(1) 受託者は、構造形式の異なる比較案を提案し、安定性、耐久性、経済性、施工性及びその他必要な要件を検討のうえ、最適構造形式を選定しなければならない。

なお、構造形式の選定は、監督員の承諾を得なければならない。

(2) 受託者は設計図書に定めがある場合は、工区別比較案を作成するものとする。

(3) 受託者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

(4) 受託者は、特殊な構造又は工法を採用した場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

3. 1. 5 構造諸元の決 定

(1) 概算数量

ア 受託者は、計画平面図、標準断面図、縦断図およびその他作成した図面に基づき 3. 1. 4 構造形式の選定第 1 項の経済性の比較に必要な概算

3. 1. 6 図面作成

- 数量を比較案ごとに工種別、材料別に算出しなければならない。
- イ 受託者は、あらかじめ監督員に算出する概算数量の工種名、材料名、規格及び数位の承諾を得るものとする。
- (2) 概算工事費
- 受託者は、前第1項で算出した概算数量に基づき比較案ごとに概算工事費を算出するものとする。
- なお、使用する単位はあらかじめ監督員に承諾を得なければならない。
- (3) 工事施工計画
- 受託者は、設計図書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

3. 1. 7 成果

- (1) 受託者は、基本設計の成果として、「表 3.1.8 基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督員に提出するものとする。

表 3.1.8 基本設計成果物項目

成 果 物	内 容
1 報告書 設計説明書 基本設計計算書 数量計算書 概算工事費算出書 付帯構造物設計書 設計書 施工計画書 リサイクル計画書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要 比較案選定理由、設計計算他 各比較案の工種別、材料別数量の算出 各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出 防舷材、係船柱等 選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、縦断面図他必要な図面の作成 作成
2 設計図面	

- (2) 受託者は、設計図書に定めのある場合、「表 3.1.8 基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、監督員に提出しなければならない

3. 1. 8
協議・報告

い。
(3) 受託者は、設計図書に定めのある場合、関連機関との協議用資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 1. 9
照査

受託者は、設計図書の定めのある場合、監督員と協議又は報告しなければならない。

- (1) 受託者は、成果物に対し照査を行うものとする。
なお、設計図書に定めのある場合、照査技術者により「設計委託照査要領（東京都港湾局）」に基づき照査を行うものとする。
- (2) 照査は、次に掲げる事項とする。
- ア 設計条件の適切性
 - イ 設計方針及び設計内容の適切性
 - ウ 設計計算書と設計図との整合性
 - エ 概算数量及び概算工事費算出内容の適切性
 - オ 最適構造形式の適切性
 - カ 施工性
 - キ その他

第2節 細部設計

3. 2. 1
適用の範囲

本節は、第1節基本設計で決定された構造形式の施設又は設計図書に定める施設の部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための細部設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3. 2. 2
設計計画

設計計画は、必要に応じ、3. 1. 2 設計計画及び資料収集・整理を適用する。

3. 2. 3
設計波の算定

(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、設計波を算定しなければならない

い。

(2) 受託者は、設計波の算定で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

3. 2. 4 配筋計算

(1) 受託者は、設計図書に定める対象施設及び対象範囲の細部設計を行わなければならない。

(2) 受託者は、基本設計の成果物及び土質資料及びその他の設計条件に基づき細部設計を行い、部材の設計計算書、施設の詳細図面及び数量計算書を作成しなければならない。

(3) 受託者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

(4) 受託者は、特殊な構造又は特殊な工法を採用する場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

3. 2. 5 数量計算

(1) 受託者は、詳細図面にに基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。

(2) 受託者は、設計図書に定めのある場合、前第1項で算出した数量計算に基づき概算工事費を算出しなければならない。

(3) 受託者は、設計図書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

3. 2. 6 図面作成

受託者は、一般図、配筋図等を作成しなければならない。

3. 2. 7 付帯施設

受託者は、設計図書に定めのある場合、対象付帯施設の設計を行わなければならない。

3. 2. 8 成果

(1) 受託者は、細部設計の成果として、「表 3.2.8 細部設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。

(2) 受託者は、設計図書に定めのある場合、「表 3.2.8 細部設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。

表 3.2.8 細部設計成果物項目

成 果 品	内 容
1 報告書 設計説明書 細部設計計算書 設計書図面 計算書 リサイクル計画書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要、 新材料・新工法の提案 設計図面に基づく工種別、材料別の数量の 算出
2 設計図面	

- (3) 受託者は、設計図書に定めのある場合、「表 3.1.8 基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (4) 受託者は、設計図書に定めのある場合、関連機関との協議用資料等を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 2. 9 協議・報告

協議・報告は、第3章1節3. 1. 8協議・報告を適用する。

3. 2. 10 照査

- (1) 受託者は、成果品に対し照査を行うものとする。
なお、設計図書に定めのある場合、照査技術者により「設計委託照査要領（東京都港湾局）」に基づき照査を行うものとする。
- (2) 照査は、次に掲げる事項とする。
- ア 設計条件の適切性
 - イ 設計方針及び設計内容の適切性
 - ウ 設計計算書と設計図との整合性
 - エ 数量及び概算工事費算出内容の適切性
 - オ その他

第3節 実施設計

3. 3. 1 適用の範囲

本節は、第1節基本設計及び第2節細部設計で設計を行った施設又は設計図書に定める施設における工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3. 3. 2 設計計画

受託者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。

なお、必要に応じ、3. 1. 2 設計計画及び資料収集・整理を適用する。

3. 3. 3 図面作成

(1) 受託者は、設計図書に定める対象施設及び対象範囲の実施設計を行わなければならない。

(2) 受託者は、第1節基本設計及び第2節細部設計で決定された構造形式の施設又は設計図書に定める構造形式の施設に基づき実施設計を行い、工事の実施に必要な平面図、縦断図、横断図及び数量計算書を作成しなければならない。

なお、作成及び算出を必要とする図面及び数量は、設計図書書の定めによるものとする。

(3) 受託者は、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

(4) 受託者は、設計図書に定めのある場合、仮設構造物の検討を行わなければならない。

3. 3. 4 数量計算

(1) 受託者は、作成した図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。

(2) 受託者は、設計図書に定めのある場合、前第1項で算出した数量に基づき工事費を算出しなければならない。

(3) 受託者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

3. 3. 5 照 査

(1) 受託者は、成果品に対し照査を行うものとする。なお、設計図書に定めのある場合、照査技術者により「設計委託照査要領（東京都港湾局）」に基づき照査を行うものとする。

(2) 照査は、次に掲げる事項とする。

ア 構造形式及び構造物と設計図との整合性

イ 数量算出内容の適切性

ウ その他

3. 3. 6
成 果

(1) 受託者は、実施設計の成果として、「表 3.3.5 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。

表 3.3.5 実施設計成果物項目

成 果 物	内 容
1 報告書 設計説明書 設計図面 数量計算書 施工計画書 リサイクル計画書	設計位置、目的、延長、構造形式 工事の実施に必要な図面の作成 設計図面に基づく工種別、材料別の数量の 算出
2 設計図面	

(2) 受託者は、設計図書に定めのある場合、「表 3.3.5 実施設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 3. 7
協議・報告

協議・報告は、第3章3. 1. 8協議・報告を適用する。

第4章 空港設計

第1節 一般事項

4.1.1 適用の範囲

本節は、空港土木施設の設計に関する一般事項を取扱う。

4.1.2 計画準備

受託者は、設計に先立って業務の目的及び内容を把握し、現況の把握並びに関連資料の収集を行わなければならない。

4.1.3 設計の方針

受託者は、工種、構造物の細部の設計の方針を監督員と協議のうえ決定しなければならない。

4.1.4 設計協議

設計協議の着手時及び業務期間中に行う打合せの時期、回数、場所は設計図書の定めによる。

4.1.5 特許工法

受託者が設計に当たって特許工法又は新材料・新工法を使用する場合には、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

4.1.6 参考図書

- (1) 受託者は、付属資料に示す最新の設計等に適用する諸基準を用い設計しなければならない。その出典先は成果物に明示しなければならない。
- (2) 前第1項以外の基準を用いる場合については、設計図書の定めによる。
- (3) 受託者は、前第1項、第2項以外の基準を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

第2節 設計条件

4.2.1 適用の範囲

本節は、空港土木施設の設計に必要な設計条件に関する一般的事項を取り扱う。

4. 2. 2
一般条件

設計対象施設の位置、延長又は範囲及び基準面については、設計図書の定めによる。

4. 2. 3
利用条件

設計対象施設の計画規模、荷重条件、耐用年数その他必要な事項については、設計図書の定めによる。

4. 2. 4
自然条件

(1) 土質条件、海象条件、気象条件、地震その他必要な事項については、設計図書の定めによる。

(2) 委託者が貸与する資料及びその他の資料から受託者が自然条件を決定する場合には、設計図書の定めによる。

この場合、受託者は自然条件の決定結果について、監督員の承諾を得なければならない。

4. 2. 5
材料条件

(1) 設計に採用する材料は、作用、劣化、設計供用期間、形状、施工性、経済性、環境に及ぼす影響等を考慮して、適切な材料を選定しなければならない。

(2) 日本産業規格に適合する材料は、施設の要求性能を満足するために必要な品質を有するものとみなすことができる。

4. 2. 6
施工条件

構造物の設計にあたって考慮すべき施工条件については、設計図書の定めによる。

4. 2. 7
設計手法

(1) 設計手法を指定する場合は、設計図書の定めによる。

(2) 受託者は、設計図書及び付属資料に定める適用基準等に表示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

(3) 受託者は、設計にあたって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。

(4) 受託者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。

(5) 受託者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。

4. 2. 8 環境配慮の条件

- (1) 受託者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書で指定する特別品目等は、原則として使用しなければならない。
- (3) 受託者は、設計図書で特別品目等が指定されていない材料においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。ただし、その使用に当たっては、事前に監督員の承諾を受けること。
- なお、特別品目等が使用可能かは、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の精算・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。

4. 2. 9 維持管理への配慮

- (1) 受託者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。
- (2) 構造計画においては、将来の維持管理費用も考慮し、十分な検討を行うことが必要である。

第 3 節 基本設計

4. 3. 1 適用の範囲

本節は、第 2 節設計条件に基づき、施設の構造形式及び断面形状を決定するための基本設計に関する一般事項を取り扱う。

4. 3. 2 基本設計

- (1) 受託者は、与えられた基本計画に従い、設計の目的、主要条件、規模、形態及び配分を定め、現地に体系的に設定し、各計画相互及び環境条件との調和を図って設計しなければならない。
- (2) 受託者は、基本計画に基づき、計画地区内周辺の現場条件及び設計条件を解析の上、次に掲げる設計、作業項目のうち設計図書に定める設計を行わなければならない。

表 4.3.2 基本設計における設計項目、作業項目及び作業内容

設計項目	作業項目	作業内容
用地造成設計	現地調査	

	用地造成設計 排水設計 付帯施設設計 施工計画 概算数量算出 概算工事費算定	平面縦横断設計、全体土工量の検討、ゾーニングの検討、切盛土構造設計 排水系統の検討、場内排水路設計、地下排水設計等 場周・保安道路設計、消防水利設計、場周柵設計 土量配分計画、工事用道路計画、施工機械の選定、資材搬入計画、工事計画等 工種別概算数量算出 工種別、年次別工事費算定
舗装設計 滑走路設計 誘導路設計 エプロン設計	現地調査 設計条件の設定 平面縦横断設計 舗装構造設計 概算数量算出 概算工事費算定	設計反復作用回数、路床支持力等諸条件の設定 舗装種別、舗装構造設計 工種別概算数量算出 工種別、年次別工事費算定
道路及び 駐車場設計	現地調査 設計条件の設定 平面縦横断設計 排水設計 舗装構造設計 付帯構造物設計 植栽設計 概算数量算出 概算工事費算定	設計基礎数値の設定 排水系統の検討、形式、断面の設計 道路小構造物等設計 配置、樹種の設計、植生の選定等 工種別概算数量算出 工種別、年次別工事費算定

(3) 受託者は、次の諸条件を考慮し、最良な基本設計条件を設定しなければならない。

ア 機能を充足すること。

イ 土質に適応すること。

ウ 現地の地形、地質に対して施工が容易なこと。

エ 気象条件に適応すること。

オ 施工期間および施工の季節に適した工法が採れること。

カ 周囲の環境を考慮すること。

キ 工事中の災害を防止できる工法であること。

ク 経済的であること。

ケ 完成後の管理が容易であること。

コ 周辺の環境条件にマッチすること。

サ 現場近くに生産される材料を利用すること。

シ 既成材料の適用性がよいこと。

ス 建設機械の適応性がよいこと。

(4) 基本設計内容

ア 受託者は、諸条件に基づいて、当該地域に最も適した空港施設およびそれに

付帯する施設の配置計画を立案し、主要施設の計画高および基本的な構造を計画し設計しなければならない。

その際に、近接する構造物の平面、縦横断的關係に十分配慮し、各施設がその機能を適切に発揮できるように設計しなければならない。

イ 平面図作成

受託者は、前ア号による設計に基づき、平面図を作成しなければならない。

ウ 縦断面図作成

受託者は、地上測量および写真測量成果から 40m 間隔の各測点、地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断面図を作成しなければならない。

エ 標準断面図作成

受託者は、滑走路、誘導路、着陸帯、エプロン、排水施設、その他主要構造物標準断面図を作成しなければならない。

オ 横断面図作成

受託者は、地上測量および写真測量成果から 40m 間隔の各測点の中心点と直角方向の地盤高を読み取り、横断面図を作成し、構造の表示および切土、盛土断面、法長の表示を行わなければならない。

カ 土積配分図作成

受託者は、横断面図に基づき算出した土量について、累加土量曲線(マスカープ)または矢線図を作成し、土量の配分計画を行わなければならない。

4. 3. 3 照 査

なお、土量の変化率は監督員と打合せて決定しなければならない。

(5) 受託者は、貸与資料および既存調査資料に基づき、主要構造物である地下道および大型地下構造物の概略形式および寸法を決定し、一般構造図を作成しなければならない。

- (1) 受託者は、成果品に対し照査を行うものとする。
- なお、設計図書に定めのある場合、照査技術者により「設計委託照査要領（東京都港湾局）」に基づき照査を行うものとする。
- (2) 照査は、次に掲げる事項とする。
- ア 設計条件の適切性
 - イ 設計方針および設計内容の適切性
 - ウ 設計計算書と設計図との整合性
 - エ 概算数量および概算工事費算出内容の適切性
 - オ 最適構造形式の適切性
 - カ 施工
 - キ その他

第4節 実施設計

4. 4. 1 適用の範囲

本節は、第3節で決定された施設について、部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための実施設計に関する一般的事項を取り扱う。

4. 4. 2 実施設計

- (1) 受託者は、実測図（平面縦横断）及び土質調査資料に基づき、設計条件を解析し、現地に対応する法線、縦横断、標準構造物、小構造物の設計を行わなければならない。
- (2) 受託者は、次に掲げる設計、作業項目のうち、設計図書に定める設計を行わなければならない。

表 2.4.2 実施設計における設計項目、作業項目及び作業内容		
設計項目	作業項目	作 業 内 容
用地造成設計	現地調査	
	平面縦横断設計	
	切盛土構造設計	切土法面・盛土法面の安定解析、法面保護
	付帯施設設計	場周・保安道路設計、消防水利設

		計、場周柵設計等、平面配置、排水流量計算、標準断面設計
	地下排水及び法面排水設計 施工計画	土量配分計画、工事用道路計画、土工機械の選定、資材搬入計画、工程計画（年次別）
	数量計算	
滑走路設計 誘導路設計	現地調査	
	設計条件の設定	設計諸条件の見直し
	平面縦横断設計	
	舗装設計	舗装構造設計、標識設計、グルーピング設計
	数量計算	
エプロン設計	現地調査	
	設計条件の設定	設計諸条件の見直し
	平面縦横断設計	
	舗装設計	舗装構造設計、標識設計
	付帯構造物設計	アースリング、タイダウンリング、表面排水溝の設計等
	数量計算	
滑走路嵩上設計 誘導路嵩上設計 エプロン嵩上設計	現地調査	
	既設舗装の構造評価	
	平面縦横断設計	既設舗装の縦横断形状分析、平面及び縦横断設計、層構造設計
	嵩上舗装設計	舗装工法、舗装構造、グルーピング、標識の設計
	数量計算	
道路及び 駐車場設計	現地調査	
	設計条件の設定	設計諸条件の見直し
	平面縦横断設計	
	排水設計	排水系統、方式、断面の設計
	舗装設計	舗装種別、舗装構造設計
	標識設計	道路・駐車場路面標識、案内標識、規制標識等の設計
	植栽設計	配置、樹種、植生の設計
	付帯構造物設計	道路小構造物設計
	数量計算	

(3) 受託者は、土工量、用地、擁壁及び近接構造物を考慮し、縦断及び横断設計を行わなければならない。また、構造物の設計は、経済性を考慮し詳細に行わなければならない。

(4) 受託者は、基本設計の設計条件を考慮し、実測の地上測量及び写真測量成果から実施設計の平面及び縦横断設計を行い、工事の施行に必要な設計図を作成しなければならない。

ア 平面図作成

受託者は、基本設計、実測地形図、土質調査資料に基づき工事実施に必要な平面図一式を作成するものとする。

イ 縦断図作成

受託者は、前第3項で設計した切盛断面に基づき、基準線の計画高を計算し、実測地形縦断図を使用し、縦断図を作成しなければならない。

ウ 標準断面図作成

受託者は、滑走路、誘導路、着陸帯、エプロン、排水施設、その他主要構造物の標準断面図を作成しなければならない。

エ 横断図作成

受託者は、設計した横断計画高に基づき、実測地形横断図を使用し測点20mごと及び地形の変化点の横断構造を設計しなければならない。また、土質調査資料に従い積算用横断図及び発注用横断図を作成しなければならない。

(ア) 積算用横断図

受託者は、土層縦断図、土質調査資料に従い土層横断図を作成し、各横断面ごとに、土質、土砂別の切土断面、工種別盛土断面及び法長を計測しなければならない。

(イ) 発注用横断図

受託者は、積算用横断図から工事に必要な部分のみを抽出して発注用横断図を作成しなければならない。

(5) 土工設計

ア 土工設計、累加土量曲線(マスカーブ)又は矢線図を作成し、最も経済的な土木機械の機種を選定し、機種別に土量、運搬距離を算出しなければならない。

イ 受託者は、各切盛土箇所に、長方形主体式(4点平均法又は設計図書に示

す方法)により、どの切土量をどこの盛土箇所に流用するか、また、どの切土を捨てるかを検討し、土量配分計画を行わなければならない。

(6) 受託者は、地形、地質、航空機の駐機場、旅客の通路、平面線形、排水路及び地下構造物を考慮して、舗装面の横断勾配の設計を行わなければならない。

い。

(7) 排水構造物設計

受託者は、基本設計、設計協議資料、現地踏査、設計要領等に基づき、排水系統の計画、流量計算、排水構造物の形状の設計を行わなければならない。

ア 受託者は、流出量、土地利用状況、排水系統、路面排水、地下排水、維持

管理、上部荷重を勘案した函渠^{きよう}及び大型排水路の断面を設計しなければならない。

イ 受託者は、全ての排水路について、流向、数量の算出、各測点及び変化点

の基準高を図示し、断面形状決定のために必要な流量計算を行わなければならない。

ウ 受託者は、構造計算、断面設計又は流量計算を必要とする仮設構造物で設

計図書に定めたものについて、現場条件及び設計条件に適合するように設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成しなければならない。

また、排水構造物の断面形状及び施工高さの決定、流量計算は、必要に応じて簡単な測量、調査を行わなければならない。

(8) 受託者は、土地利用状況、用排水系統、他構造物への影響を考慮し、現存する水路の機能を低下させないように付替水路の設計を行わなければならない。

(9) 受託者は、地形、地質、土地利用状況を考慮し、設計条件を確立したうえ幹線水路（場外）の設計を行わなければならない。

(10) 排水系統図作成

受託者は、縮尺を 1：1,000 の地形図とし、排水路寸法及び水流方向の排水計画を記入した排水系統図を作成しなければならない。また、水流方向を明記しなければならない。

4. 4. 3
照 査

(1) 受託者は、成果物に対し照査を行うものとする。

なお、設計図書に定めのある場合、照査技術者により「設計委託照査要領

4. 5. 1
適用の範囲

- (東京都港湾局)」に基づき照査を行うものとする。
- (2) 照査は、次に掲げる事項とする。
- ア 設計条件の適切性
 - イ 設計方針及び設計内容の適切性
 - ウ 設計計算書と設計図との整合性
 - エ 数量計算内容の適切性
 - オ その他

第5節 成果物

4. 5. 2
成果物の内訳
及び規格

- (1) 本節は、空港土木施設の基本設計及び実施設計の成果物に関する一般的事項を取り扱う。
- (2) 受託者は、成果物の作成にあたって、その検討・解析結果を設計図書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
- (3) 受託者は、現地調査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめるものとする。
- (4) 受託者は、検討・解析に使用した理論、公式の引用、文献等及びその計算過程を明記するものとする。
- (5) 受託者は、成果物の作成にあたって、成果物一覧表または設計図書によるものとする。
- (1) 受託者は、設計図書の定めにより成果物を作成し提出しなければならない。
- (2) 成果物の内容
- ア 設計説明書
設計説明書は、設計業務の過程及び設計全般を詳細に説明したものでなければならない。
 - イ 比較検討書
受託者は、法線、計画高及び構造の決定について、施工法、工期、経済性、耐久性、美観及び環境を比較検討し、最良のものを選定しなければならない。
 - ウ 設計計算書
受託者は、各種計算の手順、手法及び公式の引用又は内容の計算過程及び結果を系統的に明記しなければならない。また、引用文献及び資料は、その出典を記載しなければならない。
 - エ 設計図

4. 5. 3 基本設計

設計図面は、設計図書に示す方法により作成しなければならない。

オ 数量計算書

受託者は、図示説明により工種、材料別の数量計算算出根拠を明記し、成果物に間違いがないようにチェックを行わなければならない。

カ 概算工事費計算書

受託者は、設計図書に示す工種別に数量、単価、事業費を明記し、概算工事費を算出しなければならない。

キ 施工計画書

受託者は、施工計画書に事前調査、施工技術計画、調達計画、管理計画及び工程計画を明記し、監督員に提出しなければならない。

ク 現地踏査結果

受託者は、現地踏査を実施した場合には、現地状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

(1) 受託者は、次の項目及び設計図書の定めにより成果物を作成し提出しなければならない。

ア 設計説明書

イ 比較検討書

ウ 構造物概略設計計算書

エ 概算工事費計算書

オ 設計図（土工配分計画図含む。）

カ 数量計算書

キ 施工計画書

(2) 設計図の縮尺は次表のとおりとする。

表 5.4.3-1 設計図の縮尺

名 称	縮 尺
位置図	1/10,000～1/25,000
平面図	1/2,500 ～1/5,000
縦断面図	縦 1/100 、横 1/1,000 ～1/3,000
横断面図	縦 1/100 、横 1/200
標準断面図	1/50～1/100
一般構造図	1/50～1/100

(3) 土工配分計画図

受託者は、平面図と累加土量曲線（マスカーブ）を作成しなければならない。

また平面図は、次表により着色するものとする。

表 5.4.3-2 着 色 の 区 別

盛 土	切 土	舗 装	側溝水路	草 地	林 野
緑 色	オレンジ色	赤 色	水 色	茶 色	黄 色

4. 5. 4 実施設計

(1) 受託者は、次の項目及び設計図書の定めにより成果物を作成し提出しなければならない。

ア 設計説明書

イ 設計計算書

ウ 設計図（土工配分計画図含む）

エ 数量計算書

オ 施工計画書

(2) 設計図の縮尺は、次表のとおりとする。

表 5.5.4 設計図の縮尺

名 称	縮 尺
位置図	1/10,000～1/25,000
平面図	1/500 ～1/1,000
縦断面図	縦 1/100 、横 1/1,000
横断面図	縦 1/100 、横 1/200
標準断面図	1/50～1/100
一般構造図	1/50～1/100
詳細図	1/10～1/50

(3) 土工配分計画図

受託者は、本節 4. 5. 3 第 3 項「土工配分計画図」を準用し、土工配分計画図を作成しなければならない。

付 属 資 料

主任技術者及び照査技術者資格表

業務 資格内容	測量		探査工	土質調査	環境調査	気象・海 象調査	計画調査	環境影響 調査	設計	技術開発	電算プロ グラム 開発	維持管理 計画調査	備考
	深浅測量	水路測量											
港湾海洋調査士													ただし、「環境調査」部門は環境調査の騒音調査、振動調査、悪臭調査を除く
「総合」部門	○		○	○	○	○							
「深浅測量」部門	○												
「危険物探査」部門			○										
「土質・地質調査」部門				○									
「環境調査」部門					○								
「気象・海象調査」部門						○							
シビルコンサルティングマネージャ													ただし、港湾関係の実務経験が3年以上ある者
「土質及び基礎」部門				○									
「地質」部門				○									
「建設環境」部門					○			○					
「港湾及び空港」部門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
「河川、砂防及び海岸・海洋」部門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
水路測量技術													
「1級（沿岸）」	○	○											
「1級（港湾）」	○	○											ただし、港湾関係の実務経験が大卒者は5年以上、高卒者は8年以上ある者 ただし、解析等調査（総合的な解析）を含まない場合に限る
地質調査技士				○									
基本情報技術者											○		
海洋・港湾構造物維持管理士									○			○	ただし、設計は維持管理に関する業務に限る
海洋・港湾構造物設計士									○	○		○	ただし、技術開発は設計に関する業務に限る

打 合 せ 記 録 簿

第 回	件 名		
発 注 者	部・事務所		課
受 託 者			
出席者	発注者側		
	受託者側		
日	時	年 月 日 ()	
打 合 せ 場 所		打合せ方式	会議 ・ 電話
打 合 せ 事 項			
		頁	/

適用仕様書・指針等一覧表（参考）

番号	名称	編集者又は発行所名
1	国土交通六法 社会資本整備編 令和 6 年版	東京法令出版
2	国土交通六法(国土編)	東京法令出版
3	国土交通六法(交通編)	ぎょうせい
4	港湾小六法 令和 5 年版	東京法令出版
5	環境六法 令和 6-7 年版	中央法規出版
6	海岸関係法令例規集 2021 年版	全国海岸協会
7	測量関係法令集 令和 6 年版	日本測量協会
8	港湾の施設の技術上の基準・同解説 平成 30 年版	日本港湾協会
9	改定 解説・河川管理施設等構造令	国土技術研究センター
10	河川関係法令例規集（令和 5 年度版）	日本河川協会
11	道路構造令の解説と運用（令和 3 年 3 月版）	日本道路協会
12	道路標識・区画および道路標示に関する命令	総理府・建設省令第 3 号
13	東京都土木工事標準仕様書	東京都財務局
14	港湾工事共通仕様書（令和 5 年版）	日本港湾協会
15	土木工事共通仕様書	国土交通省関東地方建設局
16	土木材料仕様書	東京都建設局
17	重防食鋼管杭・鋼管矢板製品仕様書	鋼管杭・鋼矢板技術協会
18	アスファルト舗装工事共通仕様書・解説	日本道路協会
19	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会
20	空港土木工事共通仕様書	国土交通省航空局
21	2022 年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会
22	2023 年制定コンクリート標準示方書【規準編】	土木学会
23	2023 年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会
24	2022 年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会
25	2016 年制定 トンネル標準示方書[共通編]・同解説/[山岳工法編]・同解説	土木学会
26	2016 年制定 トンネル標準示方書[共通編]・同解説/[シー ルド工法編]・同解説	土木学会
27	2016 年制定 トンネル標準示方書[共通編]・同解説/[開削 工法編]・同解説	土木学会
28	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会
29	道路橋示方書・同解説(Ⅰ 共通編)	日本道路協会
30	道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会
31	道路橋示方書・同解説	日本道路協会

	(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)	
32	道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)	日本道路協会
33	道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)	日本道路協会
34	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会
35	建設省河川砂防技術基準(案)同解説 計画編	日本河川協会
36	建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編[Ⅰ]	日本河川協会
37	建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編[Ⅱ]	日本河川協会
38	建設省河川砂防技術基準(案)同解説 調査編	日本河川協会
39	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会
40	道路照明施設設置基準・同解説(H19改訂版)	日本道路協会
41	道路標識設置基準・同解説 改訂版	日本道路協会
42	道路緑化技術基準・同解説 改訂版	日本道路協会
43	防護柵設置基準・同解説/ボラードの設置便覧(令和3年3月)	日本道路協会
44	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会
45	道路工事設計基準	東京都建設局
46	外ケーブル構造・プレキャストセグメント工法設計施工規 準	プレストレストコンクリート協会
47	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会
48	道路トンネル維持管理便覧【本体工編・付属施設編】	日本道路協会
49	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(平成20年改定 版)	日本道路協会
50	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会
51	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月改訂版)	日本道路協会
52	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	地盤工学会
53	空港土木施設の設置基準・同解説	港湾空港建設技術サービスセンター
54	東京都公共測量作業規定	東京都都市整備局
55	公共測量-作業規定の準則解説と運用 (基準点測量編、応用測量編)	日本測量協会
56	公共測量-作業規定の準則解説と運用(水準測量編)	日本測量協会
57	公共測量-作業規定の準則解説と運用	日本測量協会
58	土木工事安全施工技術指針 改訂版	全日本建設技術協会
59	軟岩の調査・試験の指針(案)	土木学会
60	道路土工・仮設仮設構造物指針	日本道路協会
61	道路土工・カルバート工指針 平成21年度版	日本道路協会

62	道路土工・切土工・斜面安定工指針 平成 21 年度版	日本道路協会
63	道路土工・軟弱地盤対策工指針 平成 24 年度版	日本道路協会
64	道路土工・盛土工指針 平成 22 年度版	日本道路協会
65	道路土工・擁壁工指針	日本道路協会
66	道路反射鏡設置指針	日本道路協会
67	共同溝設計指針	日本道路協会
68	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会
69	駐車場設計・施工指針同解説	日本道路協会
70	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	強化プラスチック複合管協会
71	のり枠工の設計・施工指針(改定版第 3 版)	全国特定法面保護協会
72	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	土木研究センター
73	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鉄鋼スラグ協会
74	維持修繕要領 橋梁編	NEXCO 中央研究所
75	植生のり面施工管理要領	NEXCO 中央研究所
76	舗装設計施工指針 平成 18 年版	日本道路協会
77	P C ボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本 P C ボックスカルバート製品協会
78	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート T げた道路橋設計・施工指針	日本道路協会
79	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会
80	道路橋床版・防水便覧	日本道路協会
81	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会
82	高強度鉄筋 P P C 構造設計指針	プレストレストコンクリート協会
83	鋼道路橋の疲労設計便覧	日本道路協会
84	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会
85	道路トンネル観察・計測指針(H21 改訂版)	日本道路協会
86	下水道施設計画・設計指針と解説(前編)	日本下水道協会
87	下水道施設計画・設計指針と解説(後編)	日本下水道協会
88	薬液注入工法の設計・施工指針 平成元年版	日本グラウト協会
89	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター
90	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター
91	土木関係 J I S 要覧 全 9 巻	新日本法規出版
92	日本建設機械要覧 2022	全日本建設技術協会
93	令和 6 年版災害復旧工事の設計要領	全国防災協会
94	港湾関係補助金等交付規則実施要領	日本港湾協会
95	鋼管杭の中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)施工管理要領<標準版>	鋼管杭・鋼矢板技術協会

96	設計要領（第一集～第八集） 全 20 冊	NEXCO 総研
97	道路土工要領（平成 21 年度版）	日本道路協会
98	道路維持修繕要綱（改定版）	日本道路協会
99	道路台帳作成要領	東京都建設局
100	橋面舗装設計施工要領	東京都建設局
101	空港舗装設計要領及び設計例	港湾空港建設技術サービスセンター
102	空港土木施設構造設計要領及び設計例	港湾空港建設技術サービスセンター
103	空港土木施設施工要領	港湾空港建設技術サービスセンター
104	地質調査資料整理要領（案）	国土交通省土木研究所
105	ボーリング柱状図作成要領（案）解説書（改訂版）	日本建設情報総合センター
106	新版土木設計便覧	土木設計便覧編集委員会
107	海岸便覧（2002 年版）	全国海岸協会
108	道路震災対策便覧（震後対策編）	日本道路協会
109	道路震災対策便覧（震災復旧編）令和 4 年度改訂版	日本道路協会
110	道路震災対策便覧（震前対策編）平成 18 年度版改訂版	日本道路協会
111	舗装調査・試験法便覧（全 4 分冊）（平成 31 年版）	日本道路協会
112	落石対策便覧（平成 29 年 12 月改訂版）	日本道路協会
113	舗装再生便覧（令和 6 年版）	日本道路協会
114	舗装設計便覧 平成 18 年版	日本道路協会
115	アスファルト混合所便覧（平成 8 年版）	日本道路協会
116	舗装施工便覧 平成 18 年版	日本道路協会
117	道路防雪便覧	日本道路協会
118	杭基礎設計便覧（令和 2 年度改訂版）	日本道路協会
119	鋼管矢板基礎設計施工便覧（令和 4 年度改訂版）	日本道路協会
120	鋼道路橋設計便覧（令和 2 年改訂版）	日本道路協会
121	鋼道路橋防食便覧 改訂版	日本道路協会
122	コンクリート道路橋設計便覧 令和 2 年改訂版	日本道路協会
123	道路橋支承便覧（改定版）	日本道路協会
124	道路橋耐風設計便覧 H19 年改訂版	日本道路協会
125	鋼道路橋施工便覧 令和 2 年改訂版	日本道路協会
126	コンクリート道路橋施工便覧 令和 2 年改訂版	日本道路協会
127	日本ダクトイル鉄管協会 便覧	日本ダクトイル鉄管協会
128	国土交通省制定 土木構造物標準設計第 1 巻手引き （側こう類・暗きょ類）	全日本建設技術協会
129	国土交通省制定 土木構造物標準設計第 2 巻手引き（擁壁類）	全日本建設技術協会

130	東京都下水道設計標準	東京都下水道局
131	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都福祉局
132	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル（第2版）	日本建設機械施工協会
133	港湾鋼構造物防食・補修マニュアル（2022年版）	沿岸技術研究センター
134	液状化対策としての静的圧入締固め工法技術マニュアル -コンパクショングラウチング工法-（2013年版）	沿岸技術研究センター
135	管中混合固化処理工法技術マニュアル（改訂版）	沿岸技術研究センター
136	港湾・空港における軽量混合処理土工法技術マニュアル （2024.改訂版）	沿岸技術研究センター
137	港湾の施設の維持管理技術マニュアル（改訂版）	沿岸技術研究センター
138	自立式鋼矢板擁壁・設計マニュアル	鋼管杭・鋼矢板技術協会
139	陸上工事における深層混合処理工法設計・施工マニュアル （改訂版）	土木研究センター
140	打戻し施工によるサンドコンパクションパイル工法設計・ 施工マニュアル	地盤工学会
141	コミュニティゾーン形成マニュアル	交通工学研究会
142	コミュニティゾーン実践マニュアル	交通工学研究会
143	東京都電線共同溝整備マニュアル	東京都建設局
144	22 景観マニュアル 1995 橋と景観	日本橋梁建設協会
145	沈埋トンネル技術マニュアル（改訂版）	沿岸技術研究センター
146	事前混合処理工法技術マニュアル（第2回改訂版）	沿岸技術研究センター
147	浸透固化処理工法技術マニュアル（改訂版）	沿岸技術研究センター
148	深層混合処理工法技術マニュアル（改訂版）	沿岸技術研究センター
149	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル第4 回改定版	土木研究センター
150	コルゲートメタルカルバートマニュアル	地盤工学会
151	PTK-GPS を利用する公共測量マニュアル	国土交通省国土地理院
152	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果 改訂マニュアル（案）	国土交通省国土地理院
153	建設局標準構造図集	東京都建設局
154	交通安全施設及び交通管理施設標準図集	道路厚生会
155	遮音壁標準設計図集	道路厚生会
156	防護柵標準図集	道路厚生会
157	用排水構造物標準設計図集	道路厚生会
158	標識標準図集	NEXCO 総研
159	トンネル標準設計図集	NEXCO 総研

160	土質試験 基本と手引き 第3回改訂版	地盤工学会
161	東京港腐食対策手引き書	東京都港湾局
162	東京港埋立地における液状化対策手引き書	東京都港湾局
163	重防食鋼矢板の施工の手引き	鋼管杭・鋼矢板技術協会
164	人工リーフの手引き（改訂版）	全国海岸協会
165	緩傾斜堤の設計手引き（改訂版）	全国海岸協会
166	改訂 交通信号の手引き	交通工学会
167	改訂 路面標示設置の手引き（第4版）	交通工学会
168	路面表示設置の手引	交通工学会
169	落橋防止システム設計の手引き（改訂第3版）	日本橋梁建設協会
170	耐候性鋼橋の手引き（改訂4版）	日本橋梁建設協会
171	グラウンドアンカー施工のための手引き書	日本アンカー協会
172	東京都建設リサイクルガイドライン	東京都都市整備局
173	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	国土技術研究センター
174	透水性舗装ガイドブック 2007	日本道路協会
175	改訂－橋梁技術者のための塗装ガイドブック	日本橋梁建設協会
176	防災ハンドブック	建設産業調査会
177	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック 第3版	日本建設機械施工協会
178	除雪・防雪工学ハンドブック(除雪編)	日本建設機械施工協会
179	除雪・防雪工学ハンドブック(防雪編)	日本建設機械施工協会
180	防食ハンドブック－設計・施工・維持管理－	鋼管杭・鋼矢板技術協会
181	港湾コンクリート構造物維持管理実務ハンドブック	沿岸技術研究センター
182	交通工学ハンドブック(CD-ROM版)2014年版	交通工学会
183	道路標識ハンドブック 2024年度版Ⅰ・Ⅱ	全国道路標識・表示業協会
184	道路反射鏡ハンドブック改訂版	道路反射鏡協会
185	2024年度版 グラウンドアンカー技術ガイドブック	日本アンカー協会
186	地盤調査・土質試験結果の解釈と適用例	地盤工学会
187	土質試験の方法と解説 第1回改定版	地盤工学会
188	水理公式集 2018年版	土木学会
189	建設機械等損料表 令和6年度版	日本建設機械施工協会
190	鋼矢板・鋼管矢板を使用した護岸リニューアル事例集	鋼管杭・鋼矢板技術協会
191	港湾構造物設計事例集（平成30年改訂版）	沿岸技術研究センター
192	鋼管杭・鋼管矢板バイプロハンマ工法その設計と施工（青本）	鋼管杭・鋼矢板技術協会
193	鋼管杭－その設計と施工－（赤本） 2009改訂版	鋼管杭・鋼矢板技術協会

194	鋼管矢板基礎Q & A（改訂版）	鋼管杭・鋼矢板技術協会
195	鋼管矢板基礎－その設計と施工－（黄色本）	鋼管杭・鋼矢板技術協会
196	鋼矢板・設計から施工まで 2014（緑本）	鋼管杭・鋼矢板技術協会
197	鋼管杭の施工法Q & A（改訂 2 版）	鋼管杭・鋼矢板技術協会
198	交通容量データブック 2006	交通工学研究会
199	平面交差点の計画と設計 基礎編 -計画・設計・交通信号制御の手引-	交通工学研究会
200	平面交差点の計画と設計 応用編 -2007-	交通工学研究会
201	道路の交通容量	日本道路協会
202	舗装性能評価法	日本道路協会
203	クロソイドホケットブック（改定版）第 55 刷	日本道路協会
204	橋梁架設工事の積算	日本建設機械施工協会
205	道路橋補修・補強事例集 2012 年版	日本道路協会
206	沈埋トンネルの設計と施工	土木学会
207	低変位型深層混合処理工法(CDM-LODIC 工法)技術資料	CDM 研究会
208	低変位型深層混合処理工法(CDM-LODIC 工法) 積算マニュアル	CDM 研究会
209	ジェットグラウト工法 技術資料（第 32 版）	日本ジェットグラウト協会
210	薬液注入工 設計資料 令和 6 年度版	日本グラウト協会
211	仮設構造物の計画と施工 2010 年改訂版	土木学会
212	水準基標測量成果表	東京都土木技術支援・人材育成センター
213	水準測量と地盤沈下、地下水位の観測結果	東京都土木技術支援・人材育成センター

委 託 契 約 書

1 契約の目的

2 契約金額

				百万			千			円
--	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

3 契約期間

年 月 日から
年 月 日まで

4 履行場所

5 契約保証金

東京都を委託者とし、 を受託者とし、委託者と受託者との間において、
裏面の条項により委託契約を締結する。

委託者と受託者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

委託者 東 京 都 印

受託者 住 所
氏 名 印

〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、委託者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

3 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

第4条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

(業務責任者)

第5条 受託者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(履行報告)

第6条 委託者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(検査)

第7条 受託者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、委託者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月1回提出することを指示することができる。
- 3 前項の場合において、受託者は、日々の完了届に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを委託者に提示して検査を受けなければならない。
- 4 受託者は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 5 受託者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 6 受託者は、第1項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

第8条 委託者は、受託者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

- 2 受託者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、委託者に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 3 前条第4項から第6項までの規定は、前項の検査に準用する。

第9条 受託者が再履行に応じないときその他この契約から生じる義務を履行しないときは、委託者は、受託者の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために受託者に損害が生じても、委託者は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延期等)

第10条 受託者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に委託者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受託者の責めに帰することができないものであるときは、委託者は、指定期日の延期を認めることがある。(遅延違約金)

第11条 受託者の責めに帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、委託者は、受託者から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 3 第8条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるとときは、受託者は、前項の規定により違約金を納付するものとする。
- 4 前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。(契約保証金)

第14条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、委託者は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者は、更なる納入を要しない。

(1) 既納保証金が、変更後の契約金額の100分の10以上あるとき。

(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10以上あるとき。

3 委託者は、受託者が契約の履行を全て完了し、第15条の規定により契約代金を請求したとき、又は第17条若しくは第18条の規定により契約が解除されたときは、受託者の請求に基づき30日以内に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(契約代金の支払)

第15条 受託者は、第7条又は第8条の規定による検査に合格したときは、委託者が仕様書等により代金の請求日を別に定める場合を除き、当該月分の履行に係る代金を毎月1回翌月初日以降に委託者に対して請求することができる。

2 受託者は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するものとする。

3 委託者は、受託者から第1項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。

4 委託者は、前項の期間内に代金を支払わないときは、受託者に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(委託者の催告による解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと委託者が認めるとき。

(3) 正当な理由なく、第8条第1項の再履行がなされないとき。

(4) 受託者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 受託者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、委託者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者が、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第16条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(8) 第18条の規定によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受託者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(10) 公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、受託者（受託者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、委託者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。
- （協議解除）

第17条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （受託者の解除権）

第18条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により、委託者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第12条の規定により、委託者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。
- （契約解除等に伴う措置）

第19条 契約が解除された、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受託者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、委託者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

- 2 受託者は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受託者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受託者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受託者は遅滞なく当該物件を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、第16条、第16条の2又は第16条の3第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては委託者が定め、第17条又は前条の規定により契約が解除されたときは、委託者と受託者とが協議して定

めるものとする。

(賠償の予定)

第20条 受託者は、第16条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第11号のうち、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第21条 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第22条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

第23条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第24条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

暴力団等排除に関する特約条項（委託契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 委託者は、受託者が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じて、その責めを負わないものとする。
- 3 契約書第16条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
- 4 契約解除に伴う措置については、契約書第19条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。
- 5 契約書第19条第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

（再委託禁止等）

- 第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。

- 3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

基準類改定部会部会員

	氏名	所属
部会長	福永 太平	離島港湾部長
副部会長	葛西 孝周	東京港建設事務所長
委員	渡辺 宗	港湾整備部 整備調整担当課長
	羽田 昭広	港湾整備部 施設建設課長
	橋本 憲太朗	東京港管理事務所 道路補修担当課長
	福谷 寛二	東京港管理事務所 海上公園整備担当課長
	小池 正貴	東京港建設事務所 海岸整備課長
	上田 祐久	東京港建設事務所 浚渫工事課長（施設整備課長）
	田中 茂雄	東京港建設事務所 埋立整備課長
	高田 潤一郎	東京港建設事務所 道路整備担当課長
	今野 隆久	港湾整備部 技術管理課長
事務局	枅山 了太	離島港湾部 建設課長
	樋口 友行	東京港建設事務所 港湾整備課長

WG 構成員

構成員	里中 嘉樹	臨海開発部 開発整備課 課長代理（技術調整担当）
	藤原 昌之	港湾整備部 建設調整課 課長代理（無電柱化調整担当）
	西村 賢仁	港湾整備部 施設建設課 統括課長代理（施設調整担当）
	藤井 貴弘	離島港湾部 建設課 主任（港湾海岸設計担当）
	野村 幸治	東京港管理事務所 港湾道路管理課 主任（設備担当）
	池田 成彬	東京港管理事務所 臨海地域管理課 主事（施設担当）
	石岡 良一	東京港管理事務所 施設補修課 統括課長代理（土木担当）
	洲永 透	東京港建設事務所 港湾整備課 課長代理（港湾設計担当）
	春日 宣寛	東京港建設事務所 港湾整備課 課長代理（道路橋梁設計担当）
	北野 翔太	東京港建設事務所 海岸整備課 課長代理（海岸設計担当）
	小林 卓矢	東京港建設事務所 埋立整備課 主事（工務担当）
	源 隆博	東京港建設事務所 浚渫工事課 課長代理（設計測量担当）
	入江 栄知	東京港建設事務所 高潮対策センター 課長代理（維持保全担当）
事務局	羽沢 幸司	離島港湾部 建設課 統括課長代理（工務担当）
	荻野 輝之	東京港建設事務所 港湾整備課 統括課長代理（工務担当）
オブザーバー	松田 駒之	港湾整備部 技術管理課 統括課長代理（指導調査担当）
	月舘 権二	港湾整備部 技術管理課 主任（指導調査担当）